

公立大学法人山梨県立大学経営審議会規程

(平成22年4月1日制定 法人第2104号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第16条に基づき設置される公立大学法人山梨県立大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）について、公立大学法人山梨県立大学基本規則第13条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(招集等)

第2条 経営審議会は、定款第17条第1項の規定により、理事長が招集する。

2 経営審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第3条 あらかじめ理事長が指名する委員は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第4条 理事長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第6条 経営審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。